

一般社団法人ALiS定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ALiS(All around Life Supporter)と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県松本市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域医療、救急医療、災害医療に対する知識の普及を行い、医療現場を多角的に支え医療水準の底上げを行う目的で、救命医療についての知識と技術を高めようとする医療従事者または、一般市民に対して、救命医療の啓発と普及推進活動に関する事業と、災害による人的被害を小さくするために、講習会や情報提供の事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与する次の事業を行う。

- 1 心肺蘇生法に係る事業
- 2 救急医療と救急処置法に係る事業
- 3 災害医療と災害対策に係る事業
- 4 調査研究、情報収集及び提供事業
- 5 救急処置に関する物品販売事業
- 6 災害防災対策に関する物品販売事業
- 7 地域医療向上を図る事業
- 8 販売事業
- 9 診療看護師による訪問医療
- 10 医療機器の安全管理支援
- 11 医療従事者による健康相談
- 12 一般乗用旅客運送事業
- 13 民間救急車患者搬送事業
- 14 遠隔医療に関連する事業
- 15 災害時における医療支援と補助活動
- 16 病院・施設・企業への緊急災害時対策マニュアル作成の提案と補助
- 17 医療従事者支援として認定・資格取得の補助
- 18 医療従事者向け福利厚生事業
- 19 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退社したとき。
- 2 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 3 1年以上会費を滞納したとき。
- 4 除名されたとき。
- 5 総社員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定により資格を喪失したときは、この法人に対する会員の権利を失い、義務を免れる。社員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会はすべての正社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求するこ

とができる。

(招集通知)

第17条 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。ただし、一般法人法第38条第1項第3号又は4号により書面または電磁的方法をもって議決できる旨を定めた場合には、社員総会の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときには、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第23条 当法人に、理事 2名以上4名以内を置く。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事のうちから、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(役員を選任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の抛出等)

第29条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第31条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 貸借対照表
 - 三 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第32条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。